

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 食品衛生関係の営業の許可の申請に対する審査手数料の収納事務の委託
- 収納事務の委託
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 収納事務の委託
- " " " "
- " " " "

生活衛生課

畜産課

道路整備課

" "

建築指導課

会計課

" "

警察本部会計課

目次

担当課（室）

令和5年9月19日 岡山県公報 第12533号

◎岡山県告示第四百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 手数料のうち、保健所及び保健所支所以外の場所における申請に係るものの収納の事務
- 二 委託した収入の種類
- 岡山県保健医療関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十号）に基づく食品衛生関係の営業の許可の申請に対する審査手数料
- 三 委託を受けた者の所在地及び名称
- 岡山市中区古京町一丁目一番一七号
- 一般社団法人岡山県食品衛生協会
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 岡山市中区古京町一丁目一番一七号
- 一般社団法人岡山県食品衛生協会内
- 岡山市中区古京町一丁目一番一七号
- 備前保健所内
- 和气郡和气町和气四八七番二号
- 備前保健所東備支所内
- 倉敷市羽島一〇八三番地
- 備前保健所内
- 笠岡市六番町二番五号
- 備前保健所井笠支所内
- 高梁市落合町近似二八六番一号
- 備前保健所内
- 新見市高尾二四〇番地
- 備前保健所新見支所内
- 真庭市勝山五九一番地
- 真庭保健所内
- 津山市椿高下一一四番地
- 美作保健所内
- 美作市入田二九一番二号
- 美作保健所勝英支所内
- 委託の期間
- 令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで
- 五

◎岡山県告示第四百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）第三条に規定する使用料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県営と畜場条例第三条に規定する使用料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
岡山食肉市場関連企業組合
岡山市中区桜橋一丁目二番四三号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
岡山市中区桜橋一丁目二番四三号に所在する岡山県営食肉地方卸売市場
委託の期間
- 五 委託の期間
令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市場青木線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 一四地先から 小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 一九地先まで	新	七・二 一・一・五	一八〇・五
小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 一四地先から 小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番 一九地先まで	旧	二・九 四・九	一八〇・五

◎岡山県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	市場青木線	小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番一四地先から 小田郡矢掛町東三成字烏ヶ滝四〇四七番一四地先まで	令和五年九月十九日

令和5年9月19日 岡山県公報 第12533号

◎岡山県告示第四百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 に掲げる手数料の収納の事務
- 二 委託した収入の種類
- 岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査並びに宅地建物取引士証の交付及び有効期間の更新の申請に対する審査並びに宅地建物取引士証の書換え交付及び再交付に係る手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
- 1 公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会
岡山市北区駅前町二丁目五番二八号
- 2 一般社団法人岡山県不動産協会
岡山市北区本町四番一八号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 1 公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会
- (1) 岡山市北区駅前町二丁目五番二八号
- (2) 岡山市北区駅前町二丁目五番一〇号
- (3) 倉敷市東富井七二三番五号
- (4) 津山市沼四一番一五号
- (5) 総社市門田一二五四番地
- 2 一般社団法人岡山県不動産協会
岡山市北区本町四番一八号
- 五 委託の期間
令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第四百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務
- 三 委託した収入の種類
- 四 岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料
委託を受けた者の名称及び所在地
地方職員共済組合岡山県支部
岡山市北区内山下二丁目四番六号
委託を受けた事務を行う場所
岡山市北区内山下二丁目四番六号に所在する岡山県庁舎
- 五 委託の期間
令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第四百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項及び百五十八条の二第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県の県事務所に開設する収納窓口における使用料、手数料及び狩猟税に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県の県事務所に開設する収納窓口において収納する使用料、手数料及び狩猟税
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
一般社団法人岡山県猟友会
岡山市北区蕃山町四―五
- 四 委託を受けた事務を行う場所
岡山県備前県民局及び岡山県備中県民局
- 五 委託の期間
令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第四百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県が開設する収納窓口における使用料及び手数料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県が開設する収納窓口において収納する使用料及び手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
一般社団法人岡山県食品衛生協会
岡山市中区古京町一丁目一番一七号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
次のとおり

施設名
備前保健所
備前保健所東備支所
備中保健所
備中保健所井笠支所
備北保健所
備北保健所新見支所
真庭保健所
美作保健所
美作保健所勝英支所
岡山市保健所
倉敷市保健所

五 委託の期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和五年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署における手数料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署において収納する手数料
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
一般財団法人岡山県交通安全協会
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 委託を受けた事務を行う場所
岡山県運転免許センター及び倉敷運転免許更新センター並びに岡山県内の各警察署
- 五 委託の期間
令和五年十月一日から令和八年二月二十八日まで